

『因府年表 五』元禄六年(一六九三)

六月大

四日

米子詰の加藤郷右衛門と尾関忠兵衛が、朝鮮人アンピンシヤ(東萊の人、年四十二歳、和語通詞である)とトラ(蔚山の人、年三十四歳、最初から最後まで筆と硯を採らなかつたので、その本当の字は伝わっていないという)、この両客を連れて鳥府(鳥取城下)へ来た。しばらく本町の町会所(二丁目)にありに居らせることとなつた。

推察するに、この度、朝鮮人を連れて来た理由は、近年、彼の国の魚船団が、大谷・村川の船が竹島に到着する前に、先に渡海して、此の方(大谷・村川)の漁業を妨げるため、両家の者は大いに迷惑し、前にもこれを呵禁(叱り、禁止した)したけれども、まったく許諾する様子はなく、以後はかえつて多くの船を渡し、いよいよ狼藉の挙動が伺えるようになったので、最早、方法は無く、しいて異客等を連れ帰り、ことの次第を詳しく申し上げて、幕府の裁定を

受けるためと聞いている。

五日

辰之助君(藩主池田光仲の子)が、朝鮮人を見物されるため、町会所へ入られた。

七日

先に異客護送の使節に任命された山田兵左衛門と平井甚右衛門は、今日、陸路で肥前国長崎に出発した。他に御医師の竹間玄碩と御徒五人、軽卒、御小人が若干名、並びに脚力、料理人までも附けられた。

同晦日(六月三十日)に彼の地(長崎)に到着し、御奉行(長崎奉行)の川口撰津守殿へ、その異客兩人を引渡し、七月二十五日、(鳥取に)問題なく帰着したという。

『因府年表』元禄六年へ一六九三

〔鳥取県史七近世資料』所収〕

を捨候事停止之旨、其近辺の家々へ命令せらる。

廿一日 彦州公、今日年頭の御礼被_レ為_レ請_レ之、自執政衆至_レ諸役人御屋敷へ罷出る。

廿二日 組付の御礼如_レ昨日。

同 去冬御天守回祿せるに就て今年より御官の禰宜永江主税へ仰せて外神・中坂の両社、正五九月の御祈禱を始めらる。全く御城内鎮護の為なり。

廿三日 於_レ江府是迄知足院の御火消毎々被_レ為_レ請_レ之候処、無_レ恙御勤なされ候為_レ御祝儀、此度湯所愛宕堂の造作御助力被_レ仰出。全く御祈願の為なり。

廿五日 此度御場所被_レ為_レ請候に就て、鶺鴒殿若狭、外に七人江府へ被_レ遣。

廿七日 片山宇右衛門発狂して自刃す。

廿八日 去る三月廿七日、米子町大谷が船人等竹島より押ていさよひ倡_レ帰_レり候朝鮮人、近日の内には府下へ罷越候に付、御家中の家来末々迄見物に出候とも、狼りに無_レ之様堅く可_レ申付候。其内、女童の出候ことは可_レ為_レ無用之旨被_レ仰触。此度、異客の内へ暴悪の者有_レ之由相聞え候故なり。

六月大

四日 米子詰加藤郷右衛門・尾関忠兵衛、朝鮮人アンピンシヤ東京の人、年四十・トラ岡山の人、年三十四歳、始終筆二歳和語通詞なり。楓を不採ゆえ其本字不_レ伝と云。此両客を相具し鳥府へ来り、姑く本町の町会所二丁目へ御差置に相成候なり。

案、此度朝鮮人を連来り候旨趣は、近年彼国の魚船ども大谷・村川が船を竹島へ通ぜざる以前、先に渡海して此方の漁業を妨げぬる故、両家の者は大に及_レ迷惑、前にも是を呵禁すと雖、更に許諾の色なく、以後は却て多船を渡し、弥狼藉の挙動相見え候に付、最早無_レ詮方、押て異客等を遣帰り、事の次第を備に上啓して、幕府の御威断を蒙んが為なりと聞えける。

五日 辰之助君、朝鮮人御見物の為、町会所へ被_レ為_レ入。

七日 先に異客護送の使節を被_レ命置候山田兵左衛門・平井甚右衛門こと、今日陸路を肥前国長崎へ発程す。外に御医師竹間玄碩・御徒五人・軽卒・御小人若干、並、脚力・料理人をも附屬せらる。同晦日彼地へ参着し、御奉行川口摂津守殿へ件の異客兩人を引渡し、七月廿五日無_レ恙帰着しけると云。

十一日夜 伯耆国大風雨にて民屋多く吹倒し、会見郡日吉津村にては、女一人・牛一頭即死せし由。

十六日 国府・倉田の両社修造の為、毎々相撲相願候へども、此度在方へ被_レ仰出之趣依_レ有_レ之、免許難_レ相成_レに付、若干の銀子を被_レ遣。其比には御家中へ抱の力士余多ありしと云ん。

同日朝間 神戸縫殿組鈴置四郎兵衛こと、悍甚五右衛門を刃殺す。兼て不孝者なりしとのこと也。手疵十六ヶ所ありし由。早速組頭鈴置が宅へ相詰む。御目付、町御目付を引領し諸越檢閲あり。此甚五右衛門ことは当時名代勤にて、致仕君の御中小

『因府年表 六』元禄九年(一六九六)

六月大

四日

伯耆国赤崎灘(現、鳥取県琴浦町赤碕)へ朝鮮国の船が着岸した。(これは、)事前に隠岐国の代官より、「竹島(現、鬱陵島)へ渡海する朝鮮船三十二艘の内から、伯耆国へ訴訟のため、使いの船を派遣する」という連絡があった船であり、乗組員は十一人であった。

当時は、幕府が隠岐島に代官を置いていた。

六日

異国船が到着したため、御船手の山崎主馬に命じて、急ぎ赤崎へ派遣したところ、長尾鼻の海上で、その異国船にはたと出逢ったため、船磯より挽船を数艘出させて、青谷に引き戻し、河口に停泊させ、海上警備の船を出して、見張るように命じて、警戒させた。しかし、通訳がないため、(鳥取に)来た理由は判明しなかった。そうしている間に、御儒者の辻権之丞が派遣され、船長の安同知と李進士、その他の一人

を青谷の専念寺に招き、筆談したがその主意は明白にはならなかったとのことである。また、幕府には、早速、事情が飛檄を用いて報告された。

十二日

青谷に停泊していた異客等を今日、加路(現、鳥取市賀露)へ来させて、東膳寺を一時の宿舎とした。

二十一日

十一人の異客等を鳥府(鳥取城下)へ迎えることとなり、伝馬九疋を派遣した(安同知・李進士の兩人は、輿に乗ったようである)。戸田市右衛門、岡嶋藤兵衛、牧野市良右衛門が途中の路を護衛し、本町の町会所(その頃は二丁目にあ)に(安同知・李進士の兩人は)居ることとなり、裏判御吟味役の羽原伝五兵衛に逗留中の世話が命じられた。そうであったところ、幕府より異客をそのまま船中に居らせる様にとのご指示の内容が、わずかに聞こえてきたため、

急に湖山の青島へ仮廠を設けて、この所に移した。

さて、異船までも湖中へ引き入れて繋留したので、今（『因府年表』編纂時）に青島の南片に唐人船屋の名残のあるのは、その遺事であると聞いている。

以後、幕府より命令されたことは、「近日中に対馬藩の家臣、並びに通訳を、その表（鳥取藩）へ派遣するので、その上で異客に願いの内容があるならば、肥前国長崎の津へ船を向かわせなさい。当国（鳥取藩）は異国のことを取り扱う（外国と交渉する）場所ではないことを丁寧に説明し、異議なく承諾したならば、その方（鳥取藩）の家臣、並びに宗家（対馬藩）の役人が付き添って、長崎まで送り届けなさい。もし、拒否するならば、直ちに自国へ帆を開くよう（自国へ向けて出発するよう）に、きびしく申し渡さねばならない」ことを命令された。

ある記録には、「七月帰帆」と載せている。また、この船は「加路灘より追い放ちとなつた」とも見えている。実際は、そうであるか。この度の異国船の決着は、まだ詳しく記されたものを見ていない。また、先人（の記録）には、以前のアンピンシャン

の行動と、二つの事件を一説に混合（一つの事件として誤り、内容を混合）しているものがある。（記録を）見る者は当然ながら、情報を見極めなければならぬ。

『因府年表』元禄九年へ一六九六

(『鳥取県史七近世資料』所収)

十四日 荒尾大和伯母永光院卒去。遺骸を黄檗山に送れり。

十六日 壹州公の御家人永井太郎兵衛傳三十條 四人扶持こと、兼て儲君

御懇意の者にて勤方も宜敷に付、此度御成長迄之間御表へ御雇に相成り、御合力米七拾俵遣さる。

十九日 御触。池田權之助殿御卒去に付、自昨十八日至

廿日「穩便被仰出」。

同日 小仕置黒田監物へ、御銀御用を被命、上京す。及八月七日「販着す」。

六月大

四日 伯州赤崎灘へ朝鮮国の船着岸す。先に隱岐国の代官より竹島へ渡海せる朝鮮船卅二艘の内より、伯州へ訴訟の為、使船を遣し候旨注進有之船にて乗組は十一人なり。當時は從幕府「隱岐国へ代官を被置たり」。

六日 就「異船渡着」御船手山崎主馬へ被命、急ぎ赤崎表へ発遣せられ候処、長尾鼻の海上にて件の異国船にはたと出逢候に付、船磯より挽船数艘を出させ、青谷へ引戻し、川口に入置、堅く番船申付、令「警守之」。されども「訳者」なければ、其来由不分明。然る間、御儒者辻權之丞を發遣ありて、船長安同知並季進士、外に一人を青谷の専念寺に請じ及「筆談」候へども其主意明白せざりし由。又、幕府へは早速事由飛檄を以、報告せられ候なり。

十一日 万之助君御旨途、古海御茶屋へ御出。其れより御乘

船にて加路へ被為入。

十二日 青谷へ滞船せる異客等を今日加路へ来船せしめて、東禪寺を姑くの旅泊とせらる。

十三日 万之助君御出府。

廿一日 十一人の異客等を鳥府へ御迎へに相成、伝馬九疋を遣さる安同知・季進士兩人。戸田市右衛門・岡嶋藤兵衛・牧野市良は乘輿なりしにや。右衛門、途路を衛護し、本町の町会所其比二丁へ御差置に相成り

裏判御吟味役羽原伝五兵衛へ逗留中馳走を被命。然る所、從幕府「異客をばそのまゝ船中へ差置候様にとの御沙汰の趣、仄に相聞え候故、俄に湖山の青島へ仮廠を営みて、此所に被「移置」。

さて、異船をも湖中へ挽入れ繋置れたれば、今に青島の南片に唐人船屋の名残あるは、其遺事なりと聞えたり。以後從「幕府」命令せられ候には、近日対州侯の家人、並、訳者、其表へ可被「差下」候間、其上異客へ願の趣有之候は、肥前国長崎の津へ廻船す可し、当国は異域の事を取扱候所に非る旨懇に開諭し、無「異議」承諾致しなば、其方の家人、並、宗家の役人を附添、長崎迄送届可申、若し亦否に及びなば、直に自国へ帆を開き候様にと急度可申渡「旨命令せらる。一記には七月帰帆と載たり。又此船加路灘より追放しに相成ると見ゆ。実に然りや。此度の異船の落着未詳に記せしものを見ず。又先輩、先にアンピンシヤが拳と両事を一説に混合せるものあり。看入宜しく取捨を加ふべし。

七月大

元禄九年